

別表第1

事業所・施設等の種別	対象職員	根拠法令
訪問介護事業所	サービス提供責任者、訪問介護員	介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第2項に規定する訪問介護又は法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業を運営する事業所
訪問入浴介護事業所	看護師、准看護師、介護職員	法第8条第3項に規定する訪問入浴介護又は法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問入浴介護を運営する事業所
訪問看護事業所	保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士	法第8条第4項に規定する訪問看護又は法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護を運営する事業所
訪問リハビリテーション事業所	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士	法第8条第5項に規定する訪問リハビリテーション又は法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問リハビリテーションを運営する事業所
居宅療養管理指導事業所	薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士	法第8条第6項に規定する居宅療養管理指導又は法第8条の2第5項に規定する介護予防居宅療養管理指導を運営する事業所
通所介護事業所	生活相談員、看護師、准看護師、介護職員、機能訓練指導員	法第8条第7項に規定する通所介護又は法第115条の45第1項第1号ロに規定する第一号通所事業を運営する事業所
通所リハビリテーション事業所	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師、介護職員	法第8条第8項に規定する通所リハビリテーション又は法第8条の2第6項に規定する介護予防通所リハビリテーションを運営する事業所
短期入所生活介護事業所	生活相談員、介護職員、看護師、准看護師、栄養士、機能訓練指導員	法第8条第9項に規定する短期入所生活介護又は法第8条の2第7項に規定する介護予防短期入所生活介護を運営する事業所
短期入所療養介護事業所	薬剤師、看護師、准看護師、介護職員、支援相談員、理学療法士、作業療法士、栄養士	法第8条第10項に規定する短期入所療養介護又は法第8条の2第8項に規定する介護予防短期入所療養介護を運営する事業所
特定施設入居者生活介護事業所	生活相談員、看護師、准看護師、介護職員、機能訓練指導員、計画作成担当者	法第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護又は法第8条の2第9項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護を運営する事業所
福祉用具貸与事業所	福祉用具専門相談員	法第8条第12項に規定する福祉用具貸与又は法第8条の2第10項に規定する介護予防福祉用具貸与を運営する事業所
特定福祉用具販売事業所	福祉用具専門相談員	法第8条第13項に規定する特定福祉用具販売又は法第8条の2第11項に規定する特定介護予防福祉用具販売を運営する事業所
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	オペレーター、訪問介護員、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士	法第8条第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護を運営する事業所
夜間対応型訪問介護事業所	オペレーター、訪問介護員	法第8条第16項に規定する夜間対応型訪問介護を運営する事業所
地域密着型通所介護事業所	生活相談員、看護師、准看護師、介護職員、機能訓練指導員	法第8条第17項に規定する地域密着型通所介護又は法第115条の45第1項第1号ロに規定する第一号通所事業を運営する事業所
認知症対応型通所介護事業所	生活相談員、看護師、准看護師、介護職員、機能訓練指導員	法第8条第18項に規定する認知症対応型通所介護又は法第8条の2第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護を運営する事業所
小規模多機能型居宅介護事業所	介護従業者、介護支援専門員	法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護又は法第8条の2第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護を運営する事業所
認知症対応型共同生活介護事業所	介護従業者、計画作成担当者	法第8条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護又は法第8条の2第15項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護を運営する事業所
地域密着型特定施設入居者生活介護事業所	生活相談員、看護師、准看護師、介護職員、機能訓練指導員、計画作成担当者	法第8条第21項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護を運営する事業所
地域密着型介護老人福祉施設	生活相談員、介護職員、看護師、准看護師、栄養士、管理栄養士、機能訓練指導員、介護支援専門員	法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設
看護小規模多機能型居宅介護事業所	介護従業者、介護支援専門員	法第8条第23項に規定する複合型サービスとして介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護を運営する事業所
居宅介護支援事業所	介護支援専門員	法第8条第24項に規定する居宅介護支援を運営する事業所
介護老人福祉施設	生活相談員、介護職員、看護師、准看護師、栄養士、管理栄養士、機能訓練指導員、介護支援専門員	法第8条第27項に規定する介護老人福祉施設
介護老人保健施設	薬剤師、看護師、准看護師、介護職員、支援相談員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、栄養士、管理栄養士、介護支援相談員	法第8条第28項に規定する介護老人保健施設
介護医療院	薬剤師、看護師、准看護師、介護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、栄養士、管理栄養士、介護支援相談員、診療放射線技師	法第8条第29項に規定する介護医療院
介護療養型医療施設	薬剤師、看護師、准看護師、介護職員、理学療法士、作業療法士、栄養士、管理栄養士、介護支援専門員	健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第8条第26項に規定する介護療養型医療施設
養護老人ホーム	生活相談員、支援員、看護師、准看護師、栄養士	老人福祉法（昭和38年法律第113号）第20条の4に規定する養護老人ホーム
軽費老人ホーム	生活相談員、介護職員、栄養士	老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホーム